



平成28年4月

福岡県警・福岡財務支局からのお知らせ

悪質なプロ向けファンドに注意！

本年1月、客に虚偽の説明をして約8億円を騙し取ったとして、プロ向けファンドを販売していた金融庁届出業者(適格機関投資家等特例業者)社長らを詐欺罪等で逮捕しました。

同様の届出業者による違法行為が続発したことから、同年3月1日、金融商品取引法が改正され、届出業者による

一般個人への金融商品販売が禁止



となりました。

悪質な届出業者からの勧誘には、十分に注意して下さい。

重要 被害を未然に防ぐポイント

- 1 取引内容が理解できなければ契約しないこと
- 2 「必ずもうかる」「元本保証」などと勧誘してくる業者とは絶対に契約しないこと
- 3 金融庁(財務局)に届けているからといって、信用しないこと
- 4 不審に思ったら、できるだけ早く警察・財務局・消費生活センターに相談すること

【問い合わせ先】

福岡県警察本部生活保安課生活経済対策室指導係 (092)-641-4141(内線3203)

福岡財務支局理財部金融監督第三課 (092)-411-7281